

データ/サンプル及び成果の取扱い方針（案）

海洋科学技術センター

1. データ/サンプルの公開及び共有の原則

海洋科学技術センター（以下、「センター」という。）の調査船等を利用して得られる成果は、国民に還元されることが肝要であり、データ/サンプルも公共のものとして速やかに公開することを原則とする。

得られたデータ及びサンプルは、原則としてセンターと共有とする。

ただし、各航海に乗船し、データ及びサンプルの取得を行った研究者および、共同利用研究者（以下、「参加利用研究者」という）は、当該航海における関連のデータ及びサンプルを優先的に使用することができる。

2. 参加利用研究者の義務およびセンターの役割

参加利用研究者は、1年以内にプロポーザルに記載された観測研究分野で必要な分析、品質解析等を終了し、データ/サンプルをセンターに返却することを原則とする。

センターは、調査で得られたデータ/サンプルを適切に管理し、散逸を防ぎ、適切な手段で一般に公開する。ただし、社会的に速報性が求められるデータに関しては、利用条件を付けるなどしてセンターが公表することとする。

3. 研究成果の取扱い（取得から公開開始までの期間について）

センターの調査船等を利用して観測を行った参加利用研究者は、取得されたデータ/サンプルを用いた研究の成果を学会、学術雑誌等に公表する場合、首席研究員と協議し、センターの調査船等を利用した旨を明示するとともに、センター統計処理のために公表物（論文の別刷りや講演要旨等）をセンターに提出する。

その際、利用データ、研究内容等を簡潔にA4：1枚程度にまとめてセンターに提出する。

センターは公表された成果を公開することができるものとする。

4. 工業所有権の帰属

データ/サンプルから発生した発明・考察に基づく工業所有権（特許権、実用新案権等）の帰属については原則としてセンターと共有とし、取扱いについては別途協議の上定める。（センターに所属する職員等についてはセンターの規程に従う。）

5. データ/サンプル取扱いの流れ

(1) 航海情報データ等の取扱い

首席研究員は、原則として航海終了までに、別に定めるフォーマットに基づき、航海情報データ、観測データ、インベントリー情報（データ所在情報等）をまとめ、「クル-ズレポート」に添付して、センターに提出する。

(2) データの取扱い

センターの調査船等を利用して取得されたデータはセンターに提出するまでは、首席研究員が（必要に応じセンター側が補佐し）管理する。

参加利用研究者は、表―「データ-サンプルの公開開始時期についての指針」の公開開始時期までにデータをセンターに提出する。

センターは、公開開始時期までに公開できるように、必要に応じて参加利用研究者と共同でデータの品質管理を行う。

各種画像データのマスターデータは航海直後よりセンターが保管・管理し、参加利用研究者はその複写を使用することができる。

センターは表―「データ/サンプルの公開開始時期についての指針」に従い、一定期間経過後はデータ、映像等を外部に公開することができる。

参加利用研究者はデータを第三者へ提供を行う場合には、首席研究員および、センターの了承を得ることとする。

データの詳細な公開方法は、センター内におかれている情報業務委員会にて、今後検討する。

(3) サンプルの取扱い

センターの調査船等を利用して取得されたサンプルは、分割可能なものについては、原則としてその半量をセンターに保管する。残りのサンプルについては、センターに提出するまでは、原則として首席研究員が（必要に応じセンター側が補佐し）管理する。

1年が経過した後、参加利用研究者はサンプルをセンターに返却することとするが、当面の間、参加利用研究者はサンプルリスト及び、その付随情報（所在、残量等）をセンターに提出し、センターはこれらを管理する。

また、サンプル自体の保管は、下記の通りとする。

- ・センターの施設で保管可能なものは、同施設にて保管する。
- ・同上で保管出来ないものは、各参加利用研究者が保管する。

研究・分析方法によっては、サンプルを使った追試験ができない場合がある。その場合、参加利用研究者は基本的な記載データを残し、センターはこれを管理する。

センターは表―「データ/サンプルの公開開始時期についての指針」に従い、一定期間経過後はサンプル等を外部に公開することができる。

参加利用研究者はサンプルを第三者へ提供を行う場合には、首席研究員および、センターの了承を得ることとする。

サンプルの詳細な公開方法は、センター内におかれている情報業務委員会にて、今後検討する。

6. 報道機関に対する公表について

センターの調査船等を利用して得られたデータ/サンプル及び成果の報道機関に対する公表については、事前にセンターの許可を得ることとする。

表— データ/サンプルの公開開始時期についての指針

平成 14 年 10 月

データの種類	公開期限	データの状態
・インベントリー情報（データ、サンプル） ・クルーズレポート（公開用の要約、図表の一部含む）	航海後 1 ヶ月以内 "	文書及び 電子記憶媒体
・定常取得データ ・XBT、CTD、XCTD、船舶 ADCP	航海後 1 ヶ月以内 180 日以内	補正前数値 "
・船上基本情報 （船上 LAN の基本フォーマットに取り込まれている情報：時刻、船位、船速、海上気象、表層水温、塩分、磁力、重力データ 等）	航海後 1 ヶ月以内	補正前数値
・気象/水路業務用データ （WMO、JGOSS、JODE の取り扱いに準じる）	2 年以内	補正前数値
・船上分析、採水データ	2 年以内	補正後数値
・測深データ（マルチナロービームデータは、航海直後海洋情報部に生データを提出）	2 年以内	補正後数値
・潜航記録データ（深度、水温、方位、高度 等）	航海後 1 ヶ月以内	補正前数値
・各種画像データ（スチール写真、各種ビデオ記録）	2 年以内	複写物
・個別研究データ（特殊な分析、品質） ：生物存在/活動データ ：地形、地質、地球物理データ ：化学成分、物理特殊データ	3 年以内 " "	補正後数値 " "
・時系列データ（例：トライトンブイ） ：水温、風速、気温、湿度、大気圧 ：同上 ：塩分、流速、雨量、日射	観測直後 2 年以内 "	補正前数値 補正後数値 "
・化学/生物の時系列データ （セジメント・トラップ・データ）	3 年以内	補正後数値
サンプルの種類	公開の期限	状態
・岩石サンプル ：サンプル分配先リスト及び、保管用サンプル ：基本的記載データ（測点、大きさ、重量等） ：分析データ等	1 年後 3 年以内 "	サンプル 文書及び、 電子記憶媒体
・堆積物サンプル ：サンプル分配先リスト及び、保管用サンプル ：基本的記載データ（測点、大きさ、重量等） ：分析データ等	1 年後 3 年以内 "	サンプル 文書及び、 電子記憶媒体
・生物サンプル ：サンプル分配先リスト及び、保管用サンプル ：基本的記載データ（測点、大きさ、重量等） ：分析データ（種の分類、DNA 等）	1 年後 3 年以内 "	サンプル 文書及び、 電子記憶媒体
・海水サンプル ：サンプル分配先リスト及び、保管用サンプル ：基本的記載データ（測点、大きさ、重量等） ：分析データ等	1 年後 3 年以内 "	サンプル 文書及び、 電子記憶媒体

* データ/サンプルの区分は、調査観測技術の進歩等により変更することがある。

* しかるべき理由がある場合は、これらの公開時期を延長できる。

* ビデオテープの音声は、公開しない。